

ごみ散乱防止ネット購入費補助のお知らせ

ダスターステーション周辺の清潔保持のため、ごみ散乱防止ネットの購入費用を補助します。

1 対象者

市の委託業者による収集を行っているダスターステーションを管理する町内会、自治会等（当該ダスターステーションを利用する任意の市民団体でも可能）

※アパート、マンションについては対象外の場合があります

2 補助金額

| 品目 | 補助率 | 上限 |
|-----------|-------|--------|
| ごみ散乱防止ネット | 10/10 | 5,000円 |

※補助金額に100円未満の端数があるときは切り捨てた額とします。

※対象となる経費はごみ散乱防止ネットの購入費とし、以下の費用は除きます。

- ・ごみ散乱防止ネットの運搬、取付け及び修繕に要する費用
- ・土地の貸借料
- ・既存物の撤去及び処分に要する費用

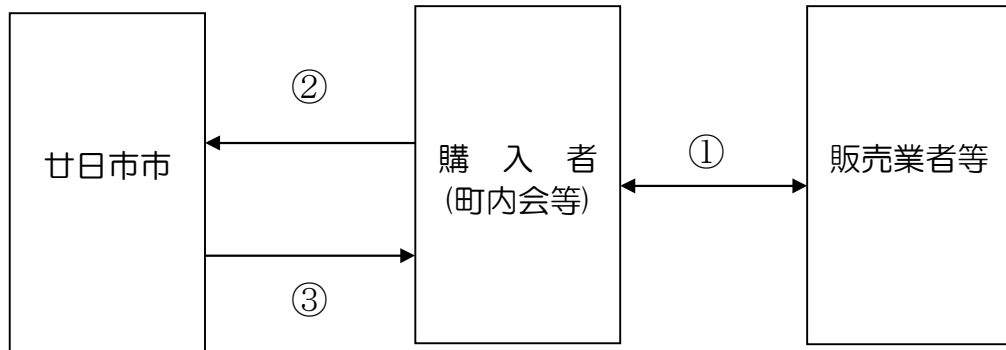
3 受付期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月10日（月）まで

4 注意事項

- ・補助金の総額が予算の上限に達した時点で受付を終了します。
- ・受付期間中に購入したごみ散乱防止ネットの購入費が対象となります。
- ・補助金を活用し、ごみ散乱防止ネットを購入・設置したダスターステーションについて、補助を受けた年度の翌年度から3年間は、原則、同様の補助を受けることができません。



～申請の流れ～



- ①町内会等がごみ散乱防止ネットを購入・設置してください。
- ②補助金交付申請書に町内会長・自治会長等が必要事項を記入して、廿日市市役所循環型社会推進課へ提出してください。なお、予算に限りがありますので、補助が受けられない場合があります。
<申請時の提出書類>
 - ・補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・事業報告書（様式第2号）
 - ・ごみ散乱防止ネットを設置した場所の位置図
 - ・対象経費の額が記載された領収書の写し
 - ・ごみ散乱防止ネットの設置後の状況を撮影した写真
 - ・口座振替依頼書（市に口座登録がない団体のみ）
（請求者以外の口座を指定する場合は委任状が必要です）
 - ・その他市長が必要と認める書類<提出方法>
廿日市市役所 循環型社会推進課へ郵送または持参
- ③審査の上、内容が適正と認められた場合には、補助金交付決定通知書兼額確定通知書を送付するとともに、補助金を交付します。

問合せ・提出先

廿日市市役所 循環型社会推進課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11-1

電話番号 0829-30-9133 FAX 0829-31-0999